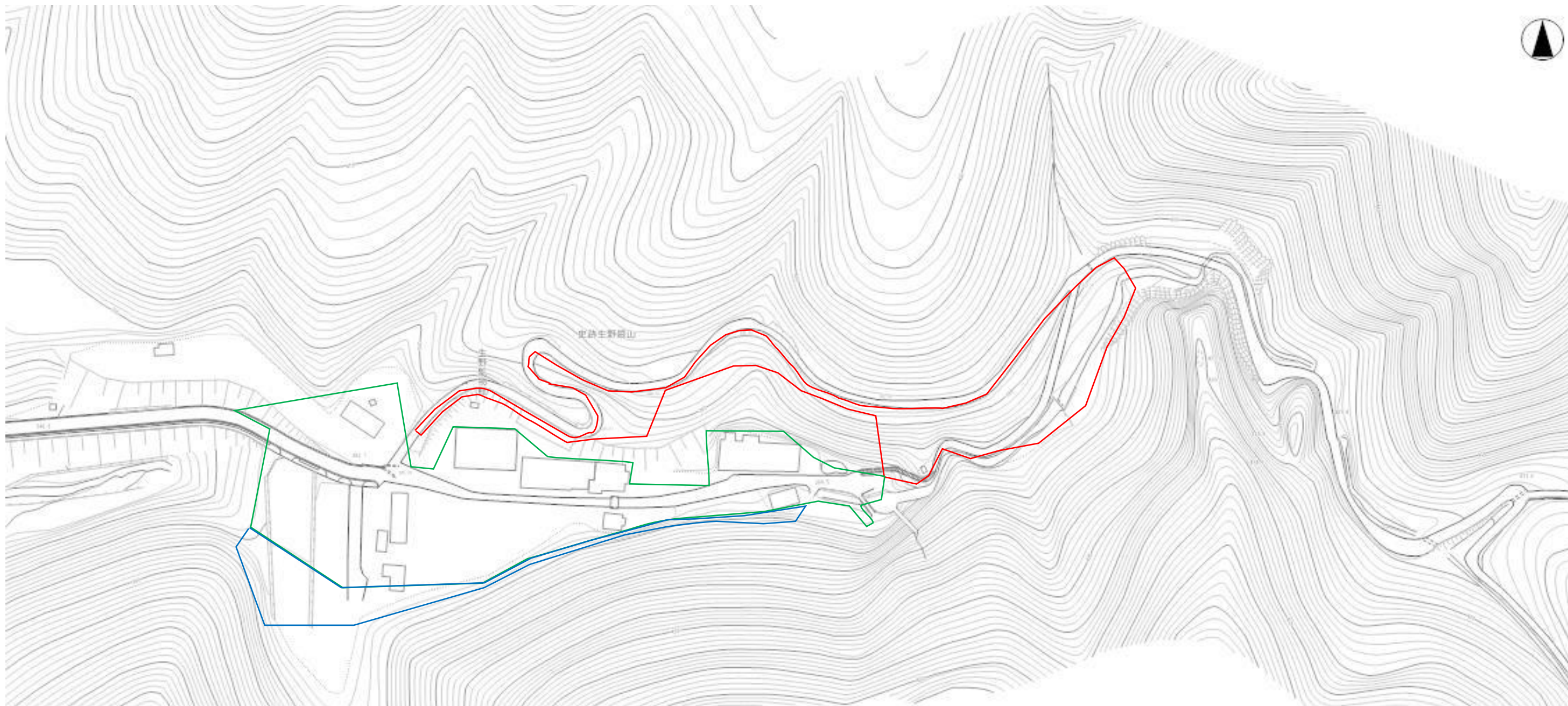


別紙 1 史跡生野銀山 構成施設配置図



## 別紙 2 史跡生野銀山 区域図



|                                                                                       |               |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|  | 三菱マテリアル(株) 山林 |
|  | 三菱マテリアル(株) 耕地 |
|  | 小野部落縁故財産管理委員会 |

## 別紙３ 市と指定管理者の責任分担表

| 種 類                        | 内 容                                                                      | 負 担 者 |           |    |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------|-----------|----|
|                            |                                                                          | 市     | 指定<br>管理者 | 分担 |
| 周辺地域・住民<br>及び施設利用者<br>への対応 | 地域との協調                                                                   |       | ○         |    |
|                            | 施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望等への対応                                 |       | ○         |    |
|                            | 上記以外                                                                     | ○     |           |    |
| 法令の変更                      | 施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更                                                       | ○     |           |    |
|                            | 指定管理者に影響を及ぼす法令変更                                                         |       | ○         |    |
| 管理運営の中<br>断・中止             | 市に帰責事由があるもの                                                              | ○     |           |    |
|                            | 指定管理者に帰責事由があるもの                                                          |       | ○         |    |
|                            | それ以外のもの                                                                  |       |           | ○  |
| 不可抗力                       | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設・設備の復旧 | ○     |           |    |
|                            | 不可抗力による管理・運営の中断                                                          |       |           | ○  |
| 書類の誤り                      | 仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの                                                   | ○     |           |    |
|                            | 事業計画書等、指定管理者が提案した内容に誤りのあるもの                                              |       | ○         |    |
| 資金調達                       | 資金調達不能による管理運営の中断等                                                        |       | ○         |    |
|                            | 金利上昇による資金調達費用の増加                                                         |       | ○         |    |
| 施設・設備・備<br>品の損傷            | 経年劣化による（小規模なもの）                                                          |       | ○         |    |
|                            | 経年劣化による（上記以外）                                                            | ○     |           |    |
|                            | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）                                       |       | ○         |    |
|                            | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外のもの）                                      | ○     |           |    |
|                            | 指定管理者に帰責事由があるもの                                                          |       | ○         |    |
|                            | 指定管理者が設置した設備・備品                                                          |       | ○         |    |
| 第三者への賠償                    | 指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合                                            |       | ○         |    |
|                            | 市に帰責事由があるもの                                                              | ○     |           |    |
|                            | 市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの                                        |       |           | ○  |
| セキュリティ                     | 警備不備による情報漏えい、犯罪発生                                                        |       | ○         |    |
| 事業終了時の費用                   | 指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における原状回復費用                            |       | ○         |    |
| 保険への加入                     | 当該施設の火災保険への加入                                                            | ○     |           |    |
|                            | 施設賠償責任保険の加入                                                              |       | ○         |    |

【別紙 4】 (株)シルバー生野の入場者数等の状況

1. 収入状況（令和3年度～令和7年度） (千円)

|    | 区分    | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |
|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | 観覧券売上 | 34,047 | 48,654 | 49,840 | 64,893 | 68,068 |
|    | 土産品売上 | 19,271 | 27,014 | 30,421 | 29,380 | 32,457 |
|    | 食堂売上  | 5,154  | 11,576 | 13,800 | 15,416 | 16,394 |

2. 入場者・利用者数（年間） (人)

| 区分         | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| シルバー生野入場者数 | 46,545 | 60,591 | 61,114 | 68,411 | 69,537 |
| 食堂利用者数     | 5,750  | 10,582 | 10,879 | 12,116 | 11,984 |

3. 入場者・利用者数（月別）（令和7年度）

|            | 4月    | 5月    | 6月    | 7月     | 8月     | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月  | 2月    | 3月    | 令和7年度計 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|--------|
| シルバー生野入場者数 | 2,750 | 5,520 | 3,593 | 11,281 | 20,402 | 7,088 | 4,744 | 5,909 | 1,454 | 826 | 1,974 | 3,996 | 69,537 |
| 食堂利用者数     | 587   | 1,053 | 664   | 1,432  | 3,086  | 1,271 | 929   | 1,017 | 386   | 222 | 382   | 955   | 11,984 |

朝来市条例第 46 号

朝来市史跡生野銀山条例

(設置)

第 1 条 日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」を構成する生野銀山の坑道及び関係資料の保存、展示、情報発信等を行うことにより、市民の郷土愛の醸成及び文化の振興を図るとともに、史跡の保全活用及び地域の振興に寄与することを目的として、朝来市史跡生野銀山（以下「生野銀山」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 生野銀山の位置は、朝来市生野町小野33番地 5 とする。

(施設)

第 3 条 生野銀山は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 観光坑道
- (2) 鉱山資料館
- (3) 吹屋資料館
- (4) 鉱物館
- (5) 土産物等売場棟
- (6) 入場券売場棟
- (7) トイレ棟
- (8) 休憩所
- (9) 駐車場

(事業)

第 4 条 生野銀山は、一般に公開し、観覧に供するほか、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光案内及び情報発信に関すること。
- (2) 歴史的文化的資料の収集及び保存に関すること。
- (3) 観光坑道の安全管理に関すること。
- (4) 特産品の展示及び販売並びに飲食の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生野銀山の設置の目的を達成するために必要と認める事業

(開場時間)

第 5 条 生野銀山の開場時間は、午前 9 時から午後 5 時30分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第 6 条 生野銀山の休業日は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 3 月から11月まで 不定休
- (2) 12月から 2 月まで 次に掲げる日
  - ア 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
  - イ ア以外の期間の毎週火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日以後の休日とな

い直近の日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる休業日（第2号アに掲げる休業日を除く。）を変更し、又は臨時の休業日を設けることができる。

（入場の制限）

第7条 市長は、生野銀山に入場しようとする者又は現に入場している者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

（入場料）

第8条 観光坑道、鉱山資料館及び吹屋資料館に入場しようとする者は、別表に掲げる入場料を納めなければならない。

（入場料の減免）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、入場料を減額し、又は免除することができる。

（入場料の返還）

第10条 既に納付された入場料は、返還しない。ただし、公益上若しくは管理上の必要があるとき、又は災害等利用者の責めに帰することができない理由その他特別の理由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（損害の賠償等）

第11条 故意又は過失により生野銀山の施設、設備等を滅失し、又は損傷した者は、これを原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（免責）

第12条 市は、入場者の過失又は不可抗力の災害によって発生した事故については、その責めを負わない。

（指定管理者による管理）

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に生野銀山の施設の全部又は一部の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に生野銀山の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 第8条に規定する施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

- 3 指定管理者に第1項の管理を行わせる場合における第5条から第7条まで及び前

条の規定の適用については、第5条及び第6条中「市長が必要であると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第14条 第8条の規定にかかわらず、同条に規定する施設に入場しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に生野銀山の管理を行わせる場合にあっては、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。
- 3 利用料金の額は、入場料の額を超えない範囲で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 指定管理者は、市長が定める規則に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第13条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

| 区分          | 入場料           |
|-------------|---------------|
| 大人          | 1人1回につき2,000円 |
| 小学生・中学生・高校生 | 1人1回につき1,500円 |